

阿賀野市告示第 7 6 号

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及び使用条例（平成 2 6 年阿賀野市条例第 3 3 号）
第 4 条の規定により令和 6 年度春季山業を次のとおり実施するので、同条例第 6 条第 1
項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 3 日

阿賀野市大字保田財産区

管理者 阿賀野市長 田 中 清 善

1 入山者・山業区域

山業区域は全山とするが、山手入会地区は吉ヶ沢、虚空蔵山を除くものとする。

2 山業期間

保田地区 4 月 1 5 日から 5 月 1 4 日まで

山手入会地区 4 月 1 6 日から 4 月 3 0 日まで

3 山業の条件

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及び使用条例第 5 条による。